

○桐生市火災等に伴う一般廃棄物処理手数料の減免に関する要綱

(令和3年4月1日施行)

改正 令和3年6月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成18年3月27日桐生市条例第30号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、り災者の経済的負担を軽減し、早期の生活再建に期するために、小規模な範囲に起きた火災又は災害(以下「火災等」という。)によって生じた一般廃棄物(以下「火災等廃棄物」という。)の処理手数料の減免(以下「手数料の減免」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 手数料の減免は、処理区域内に所在する一般住宅及び併用住宅の家屋部分から発生した火災等廃棄物の処理を行う場合に適用する。

2 手数料の減免の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害のあった家屋に居住する者(自ら放火したことによりり災した者は除く。)

(2) 前号に規定する者の親族

(3) その他市長が認める者

3 手数料の減免の対象となる物は、次の各号に掲げる家屋の種類に応じ、当該各号に定める物とする。

(1) 持家 家屋の廃材、家財道具及び生活用品

(2) 貸家 居住者が所有する家財道具及び生活用品

(3) 併用住宅 生活の用に供する部分から発生した廃材、家財道具及び生活用品

(4) その他 市長が特別に認める物

(減免の申請)

第3条 手数料の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、一般廃棄物処理手数料減免申請書交付願(様式第1号)(以下「減免申請書交付願」という。)に、市長又は消防長等が発行するり災証明その他市長が必要と認める書類を添えて、火災等が発生してから概ね1年以内に、市長に提出しなければならない。

(内容の確認)

第4条 市長は、前条の減免申請書交付願が提出されたときは、速やかにその内容を審査する。

2 第2条に規定する減免の対象を確認する場合又は火災等廃棄物の量を確認する場合は、申請者及び関係者と共に現地確認を行うものとする。

- 3 市長は、審査の結果、減免申請書交付願の内容が相当であると認めるときは、直ちに桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成18年3月27日桐生市規則第33号。以下「規則」という。)第6条第2項に規定する一般廃棄物処理減免申請書(以下「減免申請書」)を申請者に交付する。

(火災等廃棄物の搬入)

第5条 申請者は、桐生市清掃センターに火災等廃棄物を搬入するときは、搬入車両ごとに減免申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請者に交付した減免申請書に不足が生じたと認めるときは、初回の交付から概ね1年以内に限って追加交付するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、追加交付の期間を延長することができる。
- 3 申請者は、減免申請書の交付を受けてから、概ね1年以内に桐生市清掃センターへの火災等廃棄物の搬入を済ませることとする。
- 4 申請者は、火災等廃棄物の桐生市清掃センターへの搬入が終了したときは、市長に報告しなければならない。また、交付を受けた減免申請書に余剰が生じた場合は、直ちに市長に返還しなければならない。

(禁止行為)

第6条 申請者は、火災等廃棄物とその他の廃棄物を混合して搬入してはならない。火災等廃棄物として桐生市清掃センターが受け入れできる物は、別表に定めるとおりとする。

(減免の対象とする量の制限)

第7条 市長は、被害の状況に照らして程度を超える火災等廃棄物の搬入があるときは、減免の対象とする量を制限することができる。

(減免の取り消し)

第8条 市長は、第4条第3項の規定により減免申請書の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該減免を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請、その他不正な行為があったとき。
- (2) 条例第17条若しくは規則第6条第1項若しくは第2条の減免の対象に該当しなくなったとき。
- (3) その他、市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(委託市の処理区域に係る減免)

- 2 この要綱の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定によりごみ処理事務を桐生市に委託した普通地方公共団体の処理区域内から発生した火災等廃棄物の手数料の減免に係る手続きに適用する。

附 則(令和3年6月28日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、必要に応じ補正して使用することができる。

別表第1(第6条関係)

受け入れできるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・木材 柱・梁で70センチメートルを超えるもの ・可燃物 柱・梁で70センチメートル以下のもの、家具、布団、紙類、畳 ・不燃物 ガラス、金属類、家電製品(法律で定められた品目を除く。)
受け入れできないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎コンクリート、瓦、土砂、耐火ボード、灰 ・庭木などの居住に直接関係ないもの ・災害が原因ではないごみ(別途有償での処理とする。) ・分別されていないごみ ・法律で定められた品目 テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン等 ・危険物及び処理困難物 ガスボンベ、消火器、バッテリー、タイヤ、薬品、ピアノ等の大型品等 ・事業所、店舗、工場等の火災ごみ ・その他 清掃センターで、処理ができないもの

様式第1号(第3条関係)

火災等に伴う一般廃棄物処理手数料減免申請交付願
[別紙参照]